

環境学習応援隊事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 県は、民間企業等の社会貢献活動により、小・中学校及び義務教育学校並びに高等学校等（以下、「学校等」という。）における環境学習を支援するため、環境学習応援隊事業を実施し、県内の環境学習の一層の発展を図る。

(環境学習応援隊の登録等)

第2条 環境学習応援隊（以下、「応援隊」という。）に登録を希望する企業等は、登録申請書（様式第1号）を県に提出し、登録を受けるものとする。

- 2 県は、応援隊として登録した場合、登録通知書（様式第2号）を通知するものとする。
- 3 応援隊は、学校等の環境学習を支援するため、人材派遣、教材の提供、協賛金の提供等（以下「応援」という。）を行う。
- 4 応援隊が提供する協賛金の使途は、次に掲げるものとする。
 - (1) 環境学習に必要な教材・資材購入費
 - (2) 派遣講師の報酬や費用弁償等
- 5 応援隊は、自らの報告書などで環境学習応援隊事業としての企業貢献の実績を公表することができる。
- 6 応援隊としての登録は、企業等又は県の特段の意思表示がない限り、登録年度後も継続するものとする。

なお、登録時の応援内容若しくは応援地域を変更しようとする場合には登録変更申出書（様式第3号）を県に提出するものとする。
- 7 応援隊としての活動を一時休止する場合は、活動休止申出書（様式第4号）を、活動を再開する場合は活動再開申出書（様式第5号）を県に提出するものとする。

なお、活動休止を延長する場合は、再度、活動休止申出書を提出するものとする。
- 8 応援隊としての登録の継続を希望しない場合は、登録解除申出書（様式第6号）を県に提出するものとする。
- 9 企業等が、次の暴力団排除規定のいずれかに該当する場合、応援隊として登録することはできない。

ア 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの

イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又

- は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- ウ 自己、その属する企業等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- オ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(学校等からの申請等)

- 第3条 応援隊による応援を希望する学校等は、希望内容を記載した応援申請書(様式第7号)を、県に提出するものとする。
- 2 県は、応援隊による応援の決定をした場合は、応援を申請した学校等に対して応援決定通知書(様式第8号)を通知するものとする。

(県による応援の要請等)

- 第4条 県は、学校等の希望内容にふさわしい応援隊を選定し、応援の要請を行う。
- 2 要請を受諾した応援隊は、県にその旨回答するものとする。
 - 3 県は、応援隊に対し、様式第9号により応援の実施予定内容を通知する。

(実績報告)

- 第5条 応援隊による応援を受けた学校等は、事業が完了したときは実績報告書(様式第10号)を県に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の完了後30日以内、又は会計年度終了の日のいずれか早い期日とする。
 - 3 第1項の報告書には、必要に応じ、参考となる資料(写真・児童生徒の感想など)を添付するものとする。
 - 4 応援隊は、応援の実績について県ホームページへの掲載を希望する場合には、活動レポート(様式第11号)を県に提出することができる。

(事務局)

- 第6条 本事業の運営のための事務局は、県環境部環境政策課におく。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に県が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。